

普通免許状の申請書類一覧【別表第4】

○：必須

△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第6条第3項別表第4

○教育職員検定により、所有する中学校又は高等学校免許状の他教科の免許状授与を受ける場合

●授与を受けようとする免許状

・中学校教諭(専修、1種、2種)・高等学校教諭(専修、1種)

	書類名	紙申請	電子申請	備考
ア	教育職員免許状授与・検定申請書及び誓約書(第1号様式)	○	—	
イ	履歴書(第2号様式)	○	○	
ウ	人物に関する証明書(第3号様式)	○	○	証明日から3か月以内のもの
エ	学力に関する証明書又は単位修得表(第7号様式)及び単位認定書	○	○	証明日から3か月以内のもの
オ	身体に関する証明書(第9号様式)	○	○	証明日から3か月以内のもの
カ	基礎となる中学校又は高等学校教諭の普通免許状の写し	○	○	※写しを提出する場合は、要原本証明
キ	既所有の教育職員免許状(教員免許更新制により更新等手続を行っている場合は、更新等証明書を含む。)の写し ※上記カ以外のもの	△	△	他の教員免許状を所有している場合のみ ※要原本証明
ク	戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の氏名または本籍地が異なる場合のみ
ケ	返信用封筒(角型2号サイズ、530円分の切手貼付)	○	○	※直接受け取る場合は、不要
	手数料：5,000円	○ 注1	○ 注2	注1：大分県収入証紙による(第1号様式に貼付)注2：電子申請システム上でクレジットカード納付

別表第4は、所有する中学校又は高等学校の普通免許状を基礎に、同校種・他教科の普通免許状を取得する方法です。

【例1】中学校教諭1種免許状(数学)所有→(単位修得〔最低28単位〕)→中学校教諭1種免許状(理科)取得

【例2】高等学校教諭1種免許状(音楽)所有→(単位修得〔最低24単位〕)→高等学校教諭1種免許状(家庭)取得修得すべき単位の内容等、詳細は、採用試験・免許班までお問い合わせください。